

平成 26 年 4 月 1 日から、汲み取り手数料が変わります。

当地域のし尿処理事業は、大洲市、内子町、伊予市及び砥部町の 4 市町で運営される大洲・喜多衛生事務組合（清流園）の指定する許可業者により行われています。

そのし尿汲み取り料金につきまして、平成 26 年 4 月 1 日からの消費税の増税に伴いまして、改定をすることになりました。

改定後の汲み取り手数料は、次のとおりです。

○し尿及び浄化槽汚泥に係る汚泥の収集、運搬及び処分についての手数料（消費税込み）

大洲市

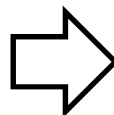
区域 平成 17 年 1 月 10 日 における区域	単位	現行 手数料 [円]	改定後手数料 [円]
			平成 26 年 4 月 1 日から
大洲市及び長浜町の区域	18 リットル	137	140
肱川町の区域	〃	156	160
河辺村の区域	〃	163	167

内子町

区域 平成 16 年 12 月 31 日 における区域	単位	現行 手数料 [円]	改定後手数料 [円]
			平成 26 年 4 月 1 日から
内子町及び五十崎町の区域	18 リットル	141	145
小田町の区域	〃	162	166

伊予市

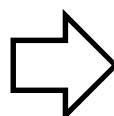
区域 平成 17 年 3 月 31 日 における区域	単位	現行 手数料 [円]
双海町の区域	18 リットル	166
中山町の区域	〃	175



改定後手数料 [円]
平成 26 年 4 月 1 日から
170
180

砥部町

区域 平成 16 年 12 月 31 日 における区域	単位	現行 手数料 [円]
広田村の区域	18 リットル	193



改定後手数料 [円]
平成 26 年 4 月 1 日から
198

備考 18リットル未満の端数を生じたときは、これを18リットルとして計算する。
請求金額の10円未満の端数は切り捨てるものとする。

※ なお、合併浄化槽に台所の油などは流さないようにしましょう。浄化槽の処理能力が低下してしまいます。

問い合わせ先

愛媛県大洲市米津乙1番地の2

大洲・喜多衛生事務組合 清流園

電話 0893-26-0200